

社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に支給する報酬等は、役職及び勤務状況に応じて支給することができる。

(会長の報酬等)

第4条 会長に支給する報酬等は、月額報酬等とし別表1により支給することができる。

2 会長に対しては、第5条及び第6条に係る報酬等の支出は、これを行わないものとする。

(理事及び評議員会の出席報酬等)

第5条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により報酬等を支給することができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても第6条の報酬等はこれを支給しないものとする。

(理事の勤務報酬等)

第6条 役員が理事会及び評議員会以外の日において、会長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬等を支給することができる。

(監事の監査報酬等)

第7条 監事が、監査を実施したときは、別表4により報酬等を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、毎月21日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、正職員給与退職金規程第9条第2項に準じた日とする。

2 第4条に係る月額報酬等は、当月支給する。

3 第5条、第6条及び第7条に係る報酬等は、当該会議等に出席した都度集計し、前月分の実績を翌月支給する。

(報酬等の支給形態)

第9条 報酬等の支給は口座振込とし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座振込により本人に支給する。ただし、口座振込が困難な場合は現金で支給することができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給することができる。

(出張旅費)

第10条 役員が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会職員旅費規程に準じて旅費を支給することができる。

(適用除外)

第11条 職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第12条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会定款(平成29年4月1日施行)の規定に基づき選任される以前の役員の報酬等は、社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会役員等の報酬、費用弁償及び旅費の支給規程により支給する。
- 3 社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会役員等の報酬、費用弁償及び旅費の支給規程は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年2月13日から施行する。

別表1 (第4条関係)

会長の月額報酬

役職	勤務の状況	報酬額 (月額)	交通費 (月額)
会長	週平均3日以上または月に10日以上 の勤務を基本とした場合	月額80,000円	職員給与退職金規程に 準じた通勤手当の額

費用弁償は支給しない。

別表2 (第5条関係)

理事会、評議員会出席報酬

役職	勤務の状況	報酬額 (日額)	費用弁償 (日額)
理事	理事会、評議員会に出席した場合	日額 3,000円	日額 2,000円
監事	理事会、評議員会に出席した場合	日額 3,000円	日額 2,000円

ただし、交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

別表3 (第6条第1項関係)

理事の勤務報酬

役職	勤務の状況	報酬額 (日額)	費用弁償 (日額)
副会長	正副会長会議に出席した場合	日額 3,000円	日額 2,000円
	会長の代理として公務に出席した場合	日額 3,000円	日額 2,000円
理事	部会に出席した場合	日額 3,000円	日額 2,000円

ただし、交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

別表4 (第7条関係)

監査報酬

役職	勤務の状況	報酬額 (日額)	費用弁償 (日額)
監事	監査を実施した場合	日額 6,000円	日額 2,000円

ただし、交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。